

サービス産業動向調査ニュース

NO. 2

平成 21 年 10 月発行
総務省統計局
〒162-8668
東京都新宿区
若松町 19 番 1 号

サービス産業動向調査に期待する

早稲田大学政治経済学術院教授 西郷 浩

統一的な月次統計としてのサービス産業動向調査

サービス業全般を統一的に把握する初めての月次統計として、2008年7月からサービス産業動向調査が実施されています。経済活動の大部分を占め、変化が激しいサービス業の動向を即時にとらえることは、正確な景気判断に不可欠なはずですが、多種多様なサービス業を統一的にとらえることは難しく、包括的な月次統計の作成は長年の課題でした。サービス産業動向調査においては、個別分野の特殊性ではなく、サービス業全体に共通する少数の要素（従業者数、売上高）を調査する方針が採られています。景気判断に多用される月次統計として精確な測定を目的としたことがその理由であり、ひとつの見識といえます。

サービス産業動向調査によって改善される経済統計の速報性と精度

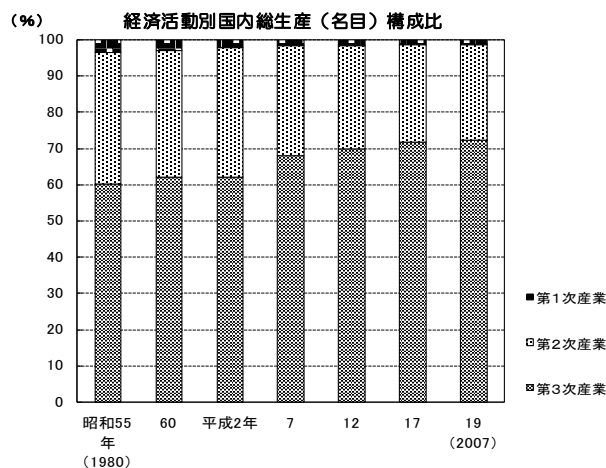
サービス産業動向調査が開始されたことで、我が国の経済統計の速報性と精度とが大きく改善されます。このことは、景気に関連した指数の作成に特に重要です。なぜなら、月次統計による速報性が確保されるばかりでなく、サービス業に景気の動きに敏感な業種が数多く含まれているからです。景気判断の基礎となる景気動向指数にもサービス産業動向調査の結果が採り入れられるでしょう。サービス業とつながりの深い第3次産業活動指数にも採り入れられるでしょう。

また、サービス産業動向調査に基づく独自の指数の作成も検討されると聞きます。それら以外についても、この調査には大きな期待が寄せられています。

サービス産業動向調査の課題

しかし、解決しなければならない課題が多いことも事実です。少数の共通要素のみに着目して調査を実施しているとはいえ、変化の激しいサービス業にあつては、これまでの産業分類とはそぐわない業態が不断に発生することでしょう。また、サービス産業動向調査と対を成すべき、個別分野の特殊性を調査する構造統計も我が国の統計体系の中で今後構想していかなければならないでしょう。そうした課題を解決しながら、サービス産業動向調査が、我が国の経済統計の速報性と精度の向上に役立っていくことを期待します。

（「明日への統計 2009」（総務省統計局統計調査部）より）



資料 国民経済計算（内閣府）

注）平成7年以前の結果は平成7年基準（93SNA）、平成12年以降の結果は平成12年基準（93SNA）による。

サービス産業動向調査へのご理解とご関心を深めていただくために、サービス産業動向調査ニュース第2号を調査事業所の皆様にお届けします。

－ 総務省統計局の主な仕事 －

総務省統計局は、我が国の統計機構の中核として、国勢調査、労働力調査、家計調査など社会経済の実態を把握する国の重要な統計調査を企画・実施し、社会の情報基盤となる統計を提供する国の機関です。

平成 21 年度の総務省統計局の主な取組です。

1 統計体系の整備

- ■ 平成 20 年 7 月から開始した「サービス産業動向調査」について、調査対象全体の前年同月比較が可能となる平成 21 年 10 月分から毎月の結果公表を予定しています。
- ■ 平成 21 年 7 月に、第 1 回の「経済センサス - 基礎調査」を実施しました。
- ■ 平成 22 年 10 月の国勢調査の円滑な実施に向け、最終的な実地検証を実施しました。
- ■ 平成 21 年 9 月から 11 月に全国の約 57,000 世帯を対象に全国消費実態調査を実施しています。

2 調査対象者の負担軽減などへの配慮

- ■ 調査票の回収方法については、郵送提出やインターネット回答も可能とする等の多様な要請に応えられるよう検討を進めます。
- ■ 調査票に安心して記入していただけるよう、秘密の保護を徹底してまいります。

統計法では、調査で知り得た情報を調査関係者が他に漏らすことは固く禁じられているほか、調査票情報等の利用制限が定められています。

3 統計を利用しやすい環境の整備

- ■ 統計利用のためのワンストップサービスとして運用しているポータルサイト「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」の充実を図ります。
- ■ 統計データを地図に重ね合わせて表示できるよう、「地図で見る統計 (GIS)」の活用により、データを分かりやすい形で提供します。

総務省統計局

検索

統計局のホームページはこちらから

総務省統計局では、サービス産業動向調査の結果の公表に向けた準備を進めています。

- ★ 調査結果の公表は、調査対象全体の前年同月比の公表が可能となる平成21年10月分の集計完了時から開始し、以後調査月の翌々月に行います。
- ★ 調査結果は、報道発表や総務省統計局のホームページ、刊行物により公表します。

結果の利用

調査結果は、次のようなことに利用されます。

- ★ これまで不十分だったサービス産業の統計が充実しますので、GDPの四半期別速報（QE）をはじめとする国民経済計算の推計精度の向上に役立ちます。
- ★ サービス産業の動向が業種別・規模別に把握できますので、各種行政施策を企画立案する上でよりの確な基礎資料として活用されます。
- ★ 月ごとに統計データが集計されますので、短期的な景気動向が明らかになるとともに、雇用をどれくらい吸収しているかなどの雇用動向も把握できます。

サービス産業動向調査ニュース第3号からは、調査結果を中心にお知らせします。

サービス産業動向調査のシンボルマーク・ロゴマークです！



シンボルマーク



ロゴマーク

このシンボルマークは、サービス産業（Service Industry）の頭文字である”S”をかたどったものです。形のない産業ともいわれるサービス業を表すイメージとして、帯状にデザインされた顧客の”手”とサービス業者の”手”が結ばれて、サービス産業が生まれる姿を描いています。

指定管理者制度における従業者数、売上高の記入のしかた

地方公共団体の指定管理者制度の導入により、指定管理者（民間事業所等）によって管理されている公の施設については、①地方公共団体と②指定管理者のそれぞれが調査対象となることがあります。このような場合、1施設に調査票を2通お送りしますので、それぞれの事業所において、以下のとおり記入していただくようお願いします。

また、当調査は標本調査であるため、地方公共団体又は指定管理者のいずれか一方に調査票をお送りする場合がありますが、そのような場合は、それぞれの記入方法によりご記入をお願いします。

■ 従業者数の記入

①地方公共団体側の調査票

- 地方公共団体の従業者数を「(1)この事業所に所属する従業者数」に記入し、指定管理者の従業者数を「(2)別事業所からきてこの事業所で働いている人」に記入します。

②指定管理者側の調査票

- 指定管理者の従業者数を「(1)この事業所に所属する従業者数」に記入し、地方公共団体の従業者数を「(2)別事業所からきてこの事業所で働いている人」に記入します。

■ 売上高の記入

①地方公共団体側の調査票

- 次の合計額を記入します。
 - ・利用者から地方公共団体に支払われる利用料
 - ・指定管理者から地方公共団体に支払われる納付金

②指定管理者側の調査票

- 次の合計額を記入します。
 - ・地方公共団体から指定管理者に支払われる指定管理料
 - ・利用者から指定管理者に支払われる利用料

注意 調査期間中に指定管理者の方が変更になった場合は、新しい指定管理者の方に引き続き調査にご協力をお願いします。

サービス産業動向調査

Q&A

Q 1 労働者派遣法でいう派遣労働者を他の事業所へ派遣している事業所の従業者数は、どの欄に記入したらよいか。

A 1 派遣労働者を含めないで、記入してください。

Q 2 ①公的機関も調査対象となるのか。②所長、センター長などの管理者は、従業者数のどの欄に記入したらよいか。

A 2 ①公的機関であっても調査の対象となります。②公的機関の所長、センター長などの管理者は常用雇用者のうち「正社員・正職員などと呼ばれる人」としてください。



業務の実施機関

総務省統計局では、調査に関する業務のうち、調査の実施については日経リサーチ・ヤマト運輸サービス産業動向調査共同企業体に、調査結果の集計については独立行政法人統計センターに、それぞれ委託して実施しています。

連絡先：日経リサーチ・ヤマト運輸サービス産業動向調査共同企業体

電話番号（フリーダイヤル）：0120-510-278

E-mail：service_sangyo@nikkei-r.co.jp

サービス産業動向調査にご協力いただき、ありがとうございます。
今後ともよろしく申し上げます。